



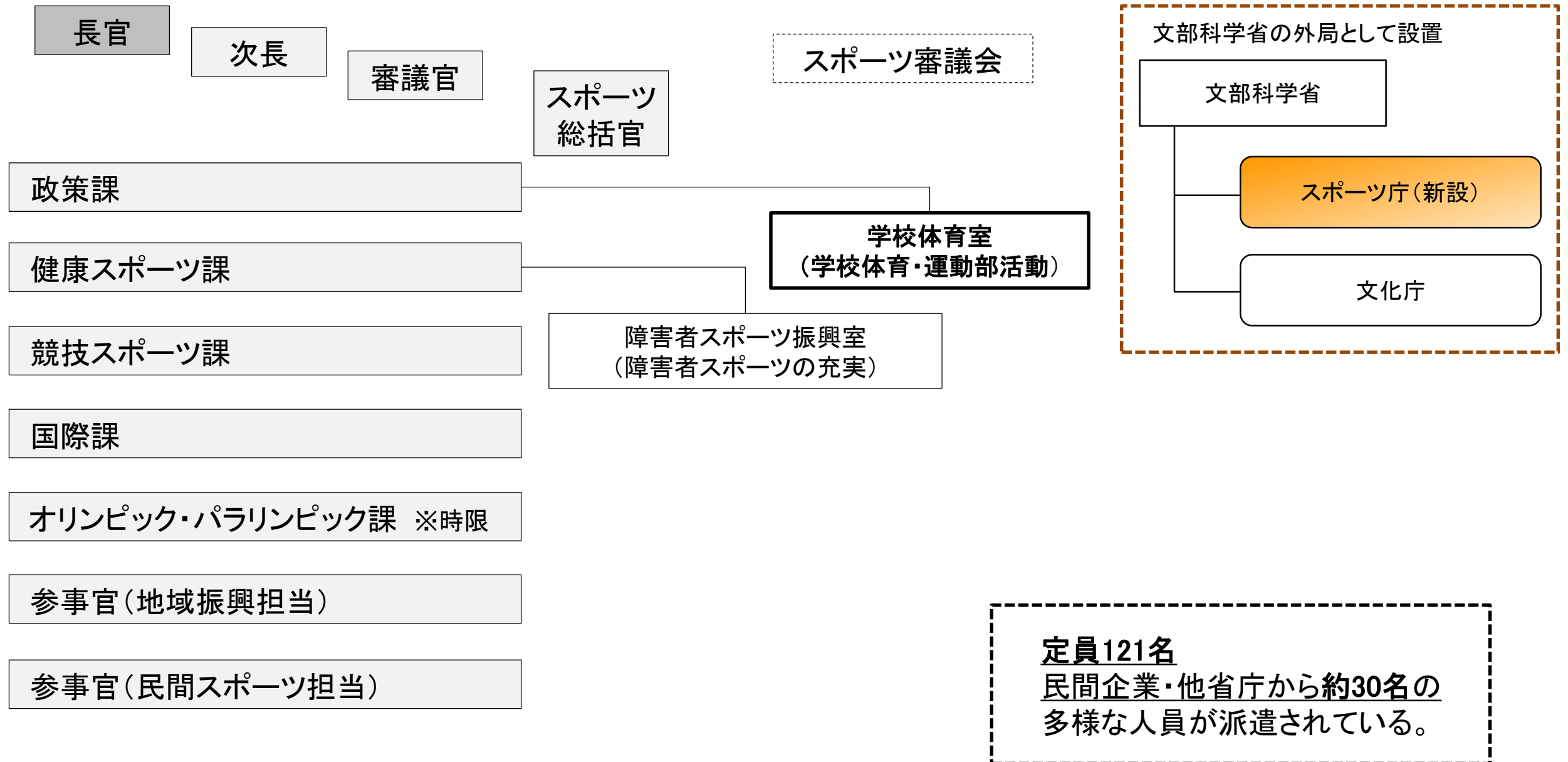
スポーツ庁

スポーツの価値を高めるために ～地域と一体となったスポーツ行政の推進～

スポーツ庁長官 鈴木 大地

スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域や経済の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、文部科学省の外局として設置された組織。

スポーツ庁 (5課2参事官)



スポーツ基本法の理念

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）

健康寿命延伸、医療費抑制

厚労省

- ・健康増進
- ・高齢者、障害者福祉

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実

地域社会の活性化

国交省、農水省、環境省

- ・公園整備等
- ・観光振興、地域振興

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツによる地域おこしへの支援

スポーツ庁

スポーツ行政を総合的に推進

(文科省の旧来からのスポーツ振興)

- ・地域スポーツの推進
- ・学校体育・武道の振興
- ・国際競技力の向上
- ・スポーツ界のガバナンス強化
- ・オリパラムーブメントの推進

- ・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

経産省

- ・スポーツ施設・用品産業

外務省

- ・スポーツを活用した外交の展開（国際交流，経済協力等）
- ・Sport for Tomorrowの実施 等

国際交流・国際貢献

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。スポーツ基本法第30条に基づく「スポーツ推進会議」において、関係省庁間の連絡調整を実施。

①スポーツによる健康増進

- あらゆる世代でスポーツ人口が拡大
- スポーツを通じた国民医療費の抑制
- 障害者スポーツの普及と振興

など

②我が国の国際競技力の向上

- アスリートの強化によるメダル獲得の増大
(夢や感動による日本社会の活力の増大)
- 2020年東京大会等の成功

など

③我が国の国際的地位の向上

- スポーツによる国際相互理解の促進
- スポーツによる国際交流・協力
- スポーツの分野で国際的な視野を持ち世界で活躍できる人材の輩出 など

④スポーツによる地域・経済活性化

- スポーツによる地域の活性化・一体感の醸成
- スポーツによる経済の活性化

など

⑤学校等における子供のスポーツ機会の充実

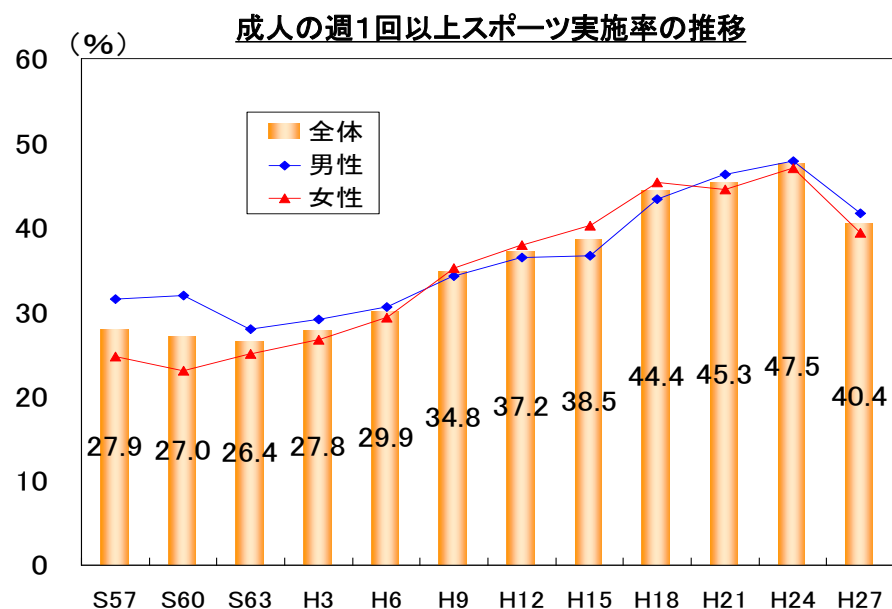
○子供たちに体を動かす楽しさを理解させる

○子供の体力向上方策の推進

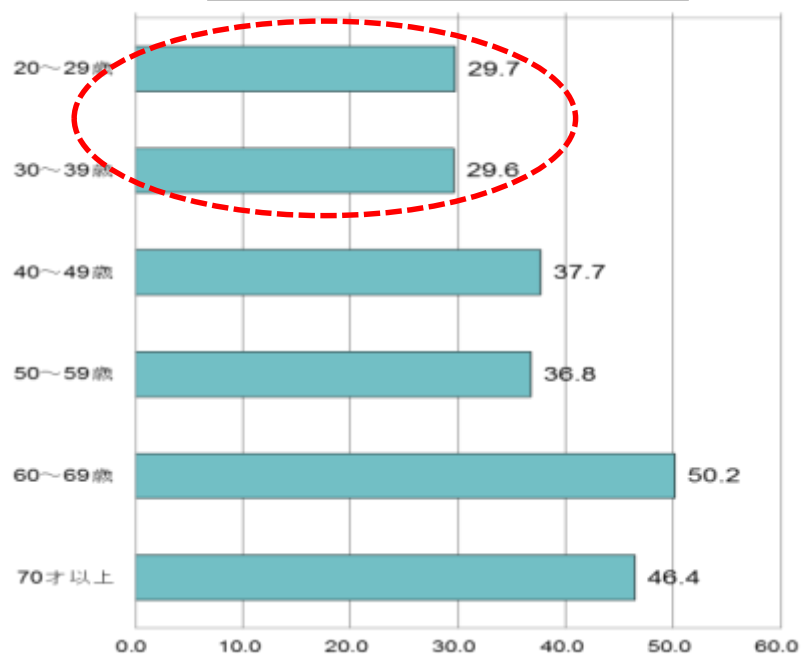
○学校の体育や運動部活動の充実 など

- ◆ スポーツ人口については、成人の週1回のスポーツ実施率はこの30年増加傾向にあったが、直前の平成27年度調査では前回調査から7.1ポイント減少。
- ◆ 学生から社会人となる20歳代や仕事・子育てで忙しくなる30歳代のスポーツ実施率は30%弱にとどまっている。

スポーツ実施率



年代別のスポーツ実施率(週1回以上)



文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(昭和57～平成21年度 内閣府実施、平成24年度 文部科学省実施)及び内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年6月 内閣府実施)に基づく文部科学省推計

スポーツを通じた健康増進

○スポーツによる地域活性化推進事業

(スポーツを通じた健康長寿社会等の創生) (平成28年度予算額: 3.3億円【拡充】)

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するための取組を支援。

- スポーツを通じた健康都市づくり
- スポーツに無関心層へのアプローチ 等

地方自治体の「健康ポイント導入」推進

成果を
全国展開

- 地域のスポーツ資源を有効活用促進
 - ✓ 総合型地域スポーツクラブ (市町村設置率: 80.8%)
 - ✓ スポーツ推進委員 (全国約5万人)
- スポーツ部局と健康福祉部局の連携促進 (総合教育会議の活用等)

健康増進、
医療費抑制

スポーツ実施率向上

地域スポーツ
環境の充実

○スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト

(平成28年度予算額: 1,800万円【新規】)

スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、スポーツ医・科学等の知見を活用し、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。

障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いのを**厚生労働省から文部科学省（スポーツ庁）に移管**し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握 (図1)
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積 (図2)
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進 等
- ・特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動、特別支援学校等における体育・運動部活動等の推進 (図3)

○ 日本障がい者スポーツ協会補助

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業

- 平成28年10月、岩手県で第16回全国障害者スポーツ大会を開催予定

障害者のスポーツ環境 (図1)

週1回以上のスポーツ実施率(成人)
19.2%

全都道府県・政令市(67)のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都、鳥取県、佐賀県、福島県、神奈川県、滋賀県、福岡県**にとどまる

障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**114施設**

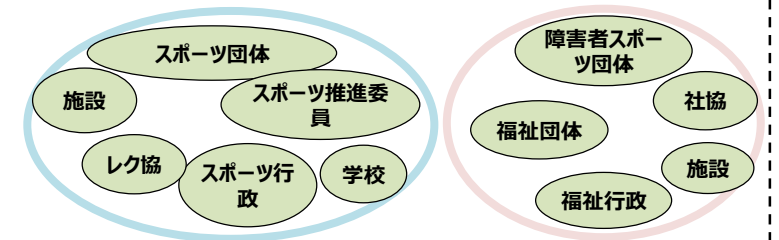
一般の体育・スポーツ施設は**約22万施設**

障害者スポーツ指導員は**約23,000人**。週1回以上の定期的な活動者は**約1割**。

日体協公認スポーツ指導者は**約46万人**

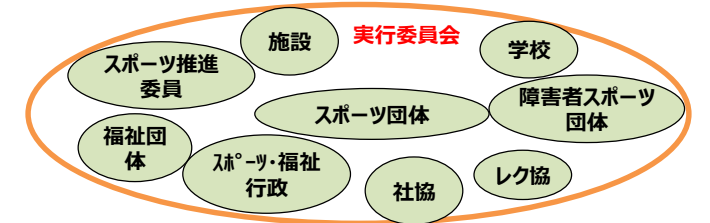
障害者スポーツ振興体制の構築 (図2)

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、**各々でスポーツ活動を実施**



これから

障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る。



障害者スポーツ拠点づくりを推進 (図3)

1. 特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

特別支援学校等を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる**障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を支援**

2. 特別支援学校等における体育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等へ派遣し、体育・運動部活動を充実

○ Special プロジェクト 2020

→2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改定)を契機に、文部科学省オリンピック・パラリンピックレガシー事業として、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する。

＜スポーツ界のメダル獲得目標＞

	2016年リオ大会	2020年東京大会
日本オリンピック委員会 (JOC)	<ul style="list-style-type: none"> ・金メダル獲得数2桁、14個程度 ・過去最高のメダル総獲得数(38個)を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・金メダル獲得ランキング3位(20～33個)
日本パラリンピック委員会 (JPC)	<ul style="list-style-type: none"> ・金メダル獲得ランキング10位(10個) ・メダル総獲得数40個 	<ul style="list-style-type: none"> ・金メダル獲得ランキング7位(22個) ・メダル総獲得ランキング5位(92個)※継続検討中

メダル獲得に向けた支援



国内外の合宿などを含めたトレーニング・強化活動の支援など
【競技力向上事業】 【ハイパフォーマンスサポート事業】

◎スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な平和と安全と社会発展・経済発展

◎我が国の国際的スポーツ界における地位及びプレゼンスの向上

国際競技大会等の積極的な招致・開催

大規模な国際競技大会や国際会議の積極的な招致や円滑な開催



ラグビーワールドカップ2015
(日本対南アフリカ戦)



(SFT)タンザニアでの
全国野球大会の開催支援

国内外におけるオリンピック・パラリンピックムーブメントの推進

世界100か国以上の国において1,000万人以上を対象に、スポーツを通じた国際協力及び交流等を推進する「**スポーツ・フォー・トゥモロー**」プログラムを推進

オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるためのキックオフイベントとして「**スポーツ・文化ワールドフォーラム**」を、**2016年秋に京都と東京で開催**

アンチ・ドーピングの推進

世界ドーピング防止機構(WADA)の常任理事国として、**アジア地域代表**を務め、世界のスポーツにおけるドーピング撲滅に向けて、国際的なアンチ・ドーピング活動を積極的に推進

国際競技団体等における日本人役員ポストの獲得支援

国際競技団体における日本人役員の数を増やすことで我が国の発言力を高め、**国際的なルール作りに参画**していく

オリパラ教育の必要性

○2020年まで4年となるなか、**大会に向けた盛り上げに着手**する必要。特に**パラリンピックへの関心向上**が課題。

○オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、**規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値**を持つ。

○我が国の**無形のレガシー**として、オリパラ教育の全国展開が必要。

具体策

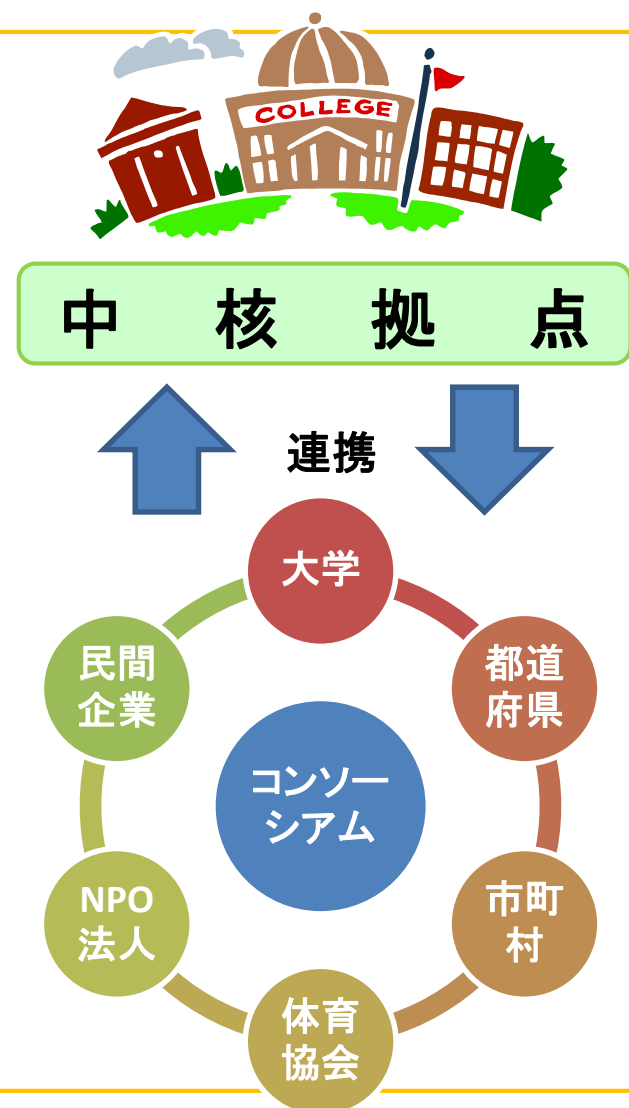
○全国各地に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ**オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアム**を形成

○オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援

→各地域で、**オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校**等の取組を推進。(地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携)

○各地のコンソーシアムをネットワーク化した**全国コンソーシアム**を形成

→効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を図り、地域の活動を促進



地域スポーツ施設の充実等、スポーツをできる多様な場を創出するとともに、スポーツによる地域活性化に取り組む「スポーツコミッション」等の活動を促進して一層進展させ、スポーツを地域資源とした地域活性化の推進を目指す。

(1) 地域のスポーツ施設の整備

事業内容

- 学校、社会及び民間体育施設の設置状況等調査を実施(平成27年度)
- スポーツ施設の整備等に関するガイドラインの策定
- 地方公共団体による地域のスポーツ施設や学校体育施設(プール、武道場)の整備を促進

I ガイドラインの策定

- (1) 施設に求められる適正な規模
- (2) 施設整備の在り方
- (3) 管理、運営の在り方 等

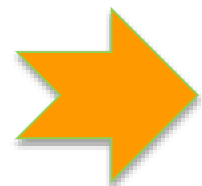


II 調査の実施

- 都道府県、市区町村を対象に施設の現状や整備の実態などに関する調査を実施。



調査結果を
フィードバック



地域活性化に資するスポーツ施設等の整備のより一層の充実

(2) 地域スポーツコミッションへの活動支援



スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定 (平成28年3月7日締結)

スポーツ・文化・観光の3つの連携に発展させることにより、新たな地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興・地域振興を推進

【三庁連携・協力の観点】

- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や文化プログラムの推進
- ・文化・スポーツ資源の融合による観光地域の魅力向上
- ・訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進
- ・各庁が実施するイベント等や保有するデータに関する情報の相互共有



3長官による署名式, 記者会見の様子
(旧岩崎邸庭園にて)

✓ スポーツ文化ツーリズムの推進

✓ スポーツ施設や文化的施設等のユニークベニューとしての活用促進

✓ スポーツと健康、食、観光、ファッション等が他産業と融合した新たなビジネスの創出

⇒全国各地の取組から「スポーツ文化ツーリズムアワード2016」を選定

課題① スタジアム・アリーナの在り方

【方向性】

- ① 収益モデルの確立（コストセンターからプロフィットセンターへ）
- ② スタジアム・アリーナを核とした街づくり（スマート・ベニュー構想）の実現
- ③ 民間資金の活用・公民連携の促進（PPP/PFIの活用等）

【今後の具体的な取り組み】

- ① 「スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会」（仮称）の開催
- ② 施設の整備に向けたガイドラインの策定
- ③ 資金調達手法の充実
- ④ 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理



課題② スポーツコンテンツホルダーの経営力の強化、新ビジネス創出の促進

【方向性】

- ① 高校・大学スポーツの資源の活用
- ② アマチュアスポーツ大会等へのビジネス手法の積極的導入等
- ③ 競技価値の最大化に向けた球団・リーグ運営の取組の充実
- ④ 地域特性、種目に応じた地域密着型ビジネスモデルの確立・普及
- ⑤ グローバル化の推進（スポーツコンテンツ、球団経営等の海外展開等）

【今後の具体的な取り組み】

- ① 中央競技団体（NF）の収益力強化とガバナンス体制の充実
- ② 大学スポーツの振興に関する検討会議の開催
- ③ 地域におけるプロチームと関係者による新事業の開拓



出典：第2回スポーツ未来開拓会議
根岸氏資料より引用

スポーツ産業の成長産業化に向けて

基本的な考え方

- 全ての国民のライフスタイルを豊かにするスポーツ産業へ
 - ・「モノ」から「コト」（カスタマー・エクスペリエンス）へ
- 「負担（コストセンター）」から「収益（プロフィットセンター）」へ
 - ・「体育」から「スポーツ」へ
 - ・ポスト2020年を見据えた、スポーツで稼ぎその収益をスポーツへ再投資する自立的好循環の形成
- スポーツ産業の潜在成長力の顕在化、我が国基幹産業化へ
 - ・我が国GDP600兆円の実現
 - ・スポーツをコアとして周辺産業に波及効果を生む、新スポーツ産業の創出
- スポーツを通じて社会を豊かにし、子供たちの夢を形にするビジョンを提示

日本再興戦略2016におけるKPI（数値目標）

- **スポーツ市場規模の拡大**
5.5兆円（2015） → **15兆円（2025）**
- **スポーツ実施率の向上**
40.4%（2015） → **65%（2021）**

課題③ スポーツ人材の育成・活用

【方向性】

- ① 専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有するプラットフォームの構築
- ② 学生への教育の充実
- ③ アスリートの引退後のキャリアの選択肢の充実とアイデンティティ支援

【今後の具体的な取り組み】

- ① スポーツ経営人材プラットフォーム協議会（仮称）の開催
- ② デュアルキャリアプログラムの実施・普及と引退時の支援
- ③ 各団体のコンソーシアム設立によるシステムの構築
- ④ アスリートに対するコンプライアンス教育

www.ritsumeij

（参考：J.LEAGUE HUMAN CAPITAL）



課題④ 他産業との融合による新たなビジネスの創出

【方向性】

- ① スポーツ産業のエコシステムの構築
- ② スポーツを「みる」「する」楽しみを拡張
- ③ ウエアラブル機器の導入によるスポーツを通じた健康ビジネスの拡大
- ④ スポーツデータの分析・活用
- ⑤ 様々な媒体の活用を前提としたスポーツメディアビジネスの拡大

【今後の具体的な取り組み】

- ① スポーツツーリズムの拡充
- ② 他産業とのビジネスマッチング
- ③ データアナリストカンファレンス（仮）の開催
- ④ スポーツメディア協議会（仮称）の開催



課題⑤ スポーツ参加人口の拡大

【方向性】

- ① 子供の頃からスポーツを楽しむことができる環境の整備
- ② ビジネスパーソン、高齢者等のスポーツ参加支援
- ③ 障害者のスポーツ活動
- ④ スポーツを通じたヘルスケア産業の振興
- ⑤ 官民連携した施策の推進

【今後の具体的な取り組み】

- ① スポーツ医・科学等の知見に基づく運動プログラムの開発と展開
- ② 参加しやすい新しいスポーツの開発と普及
- ③ 職域における運動習慣の構築
- ④ 運動部活動指導の工夫・改善支援
- ⑤ 障害者スポーツの普及、用具の開発と整備支援
- ⑥ スポーツツーリズムの拡充（再掲）



課題：大学が持つスポーツ人材育成機能、スポーツ資源（部活動指導者、学生・教員、スポーツ施設）は、大きな潜在力を有している。一方で、アメリカのような大学スポーツ先進国と比較して、十分に活かされてきているとはいえない



検討会議 概要

5つのターゲット

①大学トップ層への理解の醸成

- ・大学スポーツの潜在力についての認識を国公私立大学長へ浸透させる

②大学スポーツの収益力の向上

- ・大学スポーツ活動の収益拡大に関する制度的課題の把握・検討

③スポーツ教育、スポーツ研究の充実

- ・カリキュラム、研究の充実（スポーツボランティア、障害者スポーツの支援、生涯スポーツ促進等を含む）

④学生アスリートのデュアルキャリア支援

- ・部活動をする学生への学習・キャリア支援の充実

⑤大学スポーツの地域貢献

- ・大学スポーツを核とした地域活性化、人材・施設活用

勉強会メンバー

大臣
スポーツ庁長官
スポーツ庁次長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長
安西大学体育連合会長
五神東京大学総長
福永鹿屋体育大学学長
松浪全国体育スポーツ系大学協議会会長
蒲島熊本県知事・東京大学名誉教授

スケジュール

- 4月28日：第一回
- 5月30日：第二回
- 6月20日：第三回

⇒夏頃をメドに中間とりまとめ。その後も議論を継続し、次期スポーツ基本計画へ反映。

平成28年 6月 夏頃 平成29年度予算の概算要求へ反映

年度内

スポーツ未来開拓会議

夏以降定期的に開催し、特に以下の課題等について引続き議論

＜今後引続き検討する課題の例＞

- スポーツ参加機会を拡大するサービス
- スポーツ用品・小売等の海外展開の促進
- アスリートのキャリアと企業の取組 等

中間
報告

スポーツ産業
ビジョン(仮)
策定

各テーマの議論の内容を適宜共有

スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会（仮称）

スタジアム・アリーナの新たなビジネスモデルの開発、推進について議論。

スタジアム・アリーナ推進のための
施設整備ガイドライン策定チームを結成

スポーツ経営人材プラットフォーム協議会（仮称）

スポーツ分野経営の即戦力となる人材育成実践型プラットフォームの構築について検討。

スポーツメディア協議会（仮称）

新たなスポーツメディア・コンテンツ市場の創出に向けて、配信技術の有効活用や海外市場進出の促進や新たな権利ビジネスの在り方等について、諸外国の先進事例を踏まえつつ、産官学により検討。

大学スポーツ検討会議（4月～）

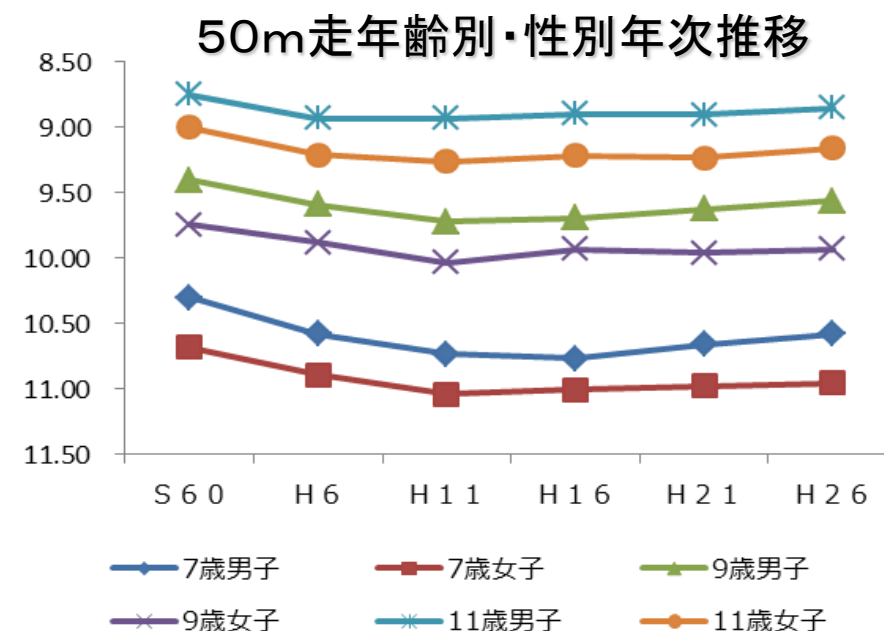
大学スポーツの潜在力についての国公立大学のトップ層の認識の醸成、大学スポーツ活動の収益拡大に関する制度的課題の把握・検討、学生アスリートへの学習・キャリア支援の充実、大学スポーツを核とした地域活性化の在り方について検討。

第2期スポーツ基本計画へ

今後10年以内に子供の体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目指す

(1) 子供の体力・運動能力の変化・運動習慣

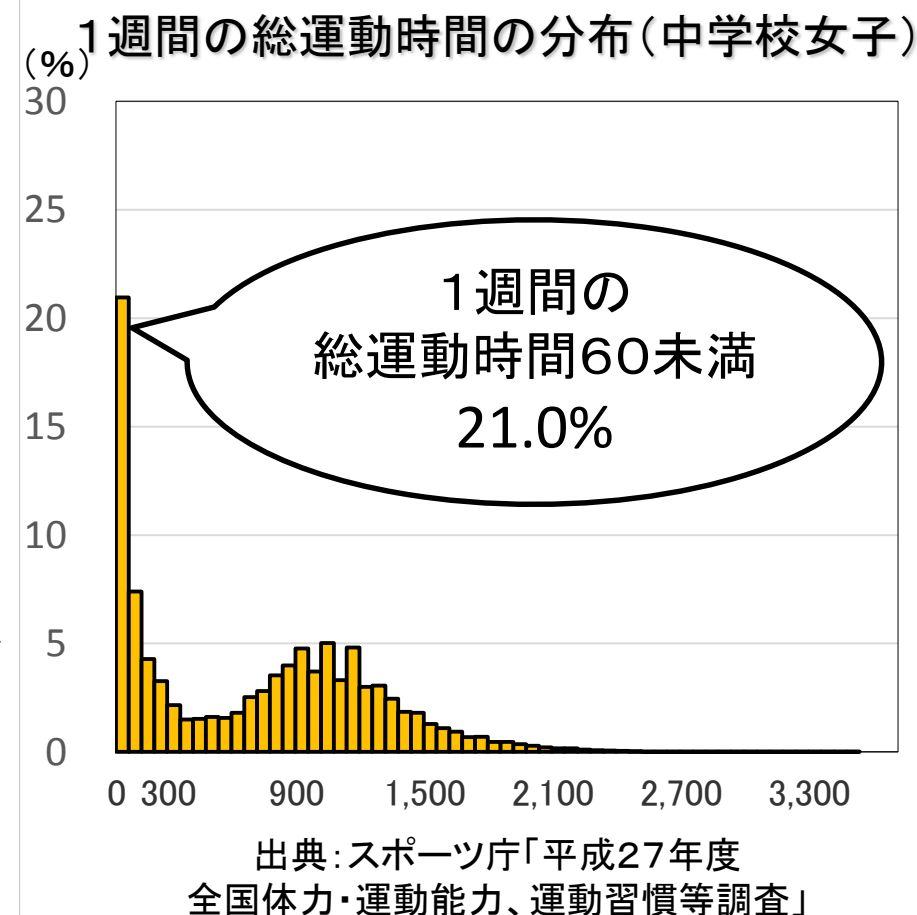
- 昭和60年頃と比較すると、依然ほとんどの項目で低い水準となっている。
- 一方、特に中学生では、運動する者としらない者が二極化。女子の約2割は1週間の総運動時間が60分未満。



出典:スポーツ庁「平成26年度 体力・運動能力調査」

(2) 子供の体力向上に向けた取組の推進

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した学校や教育委員会の分析・改善の実践を支援
- 子供の体力向上課題対策プロジェクト
 - ①体力向上に向けた課題に対応した運動プログラム等の開発を支援
 - ②体力向上のためのPDCAサイクルを実施する実践研究を支援
- 幼児期の運動指針の普及啓発を実施
 - ①平成24年に幼児期運動指針及びそれに関するガイドブックを作成し、全国の国公私立幼稚園、保育園及び教育委員会に配布
 - ②平成26・27年に幼児期の運動に関する取り組み事例を集めた指導参考資料を作成し、全国の国公私立幼稚園及び教育委員会に配布



(3) 学校体育・運動部活動の充実

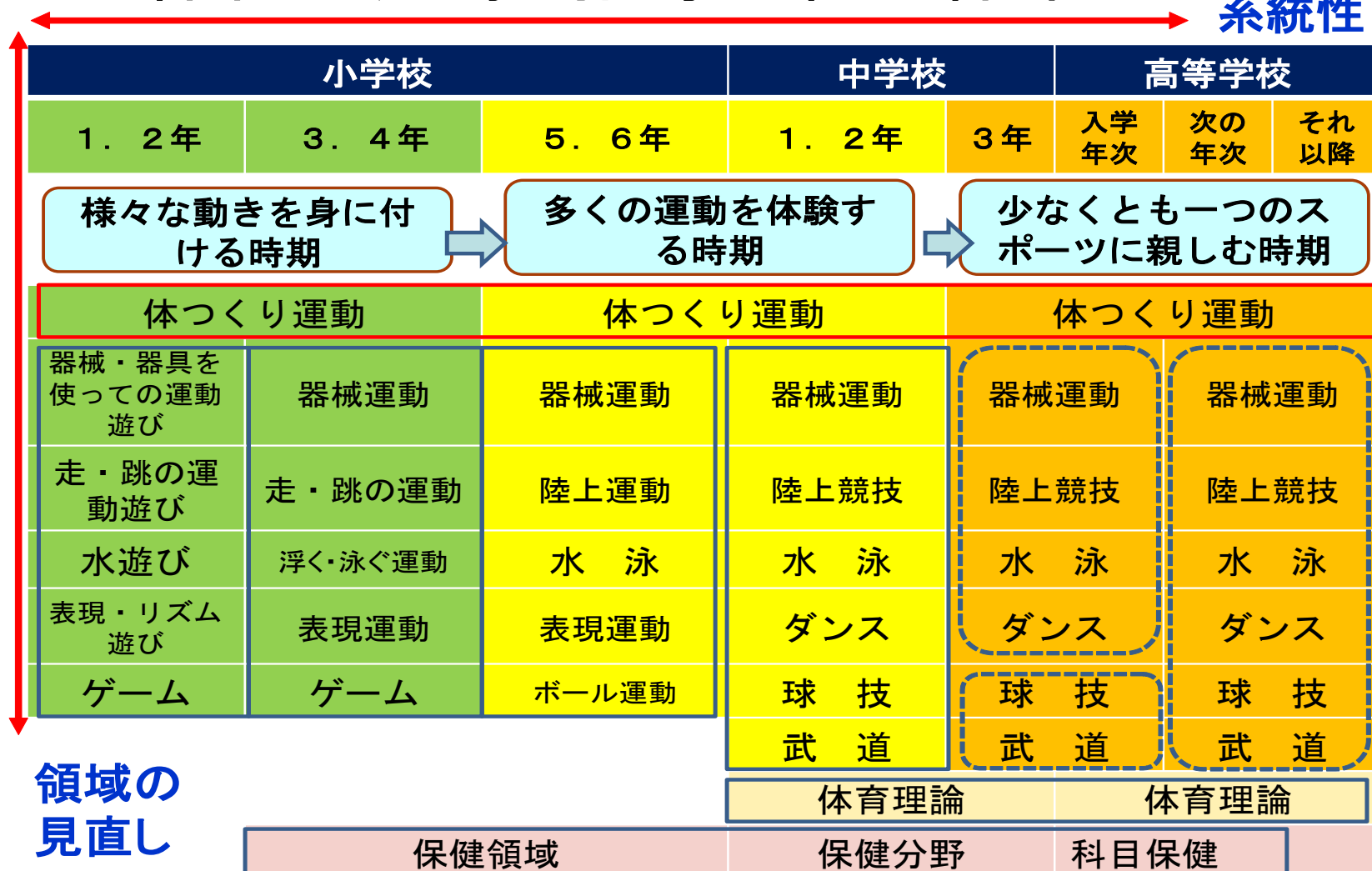
① 学校体育の充実

＜学習指導要領＞

小学校：平成23年度全面実施 中学校：平成24年度全面実施 高等学校：平成25年度から年次進行で実施

体育の分野 指導内容の体系化

系統性



領域の見直し

○体育の授業時数の増加
年間90時間 → 年間105時間(中学校)

○体づくり運動の充実
・小学校の高学年から示していた「体づくり運動」を全学年で実施。
・中学校の「体づくり運動」の実施時間数を明記。(各学年7単位時間以上)

○中学校
第1学年及び第2学年のすべての領域を必修化。これにより、これまで選択であった「武道」・「ダンス」を必修化(第3学年は領域選択)。

○平成26年11月に開催された中央教育審議会総会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問された。平成27年8月には教育課程部会より「論点整理」が示され、現在、体育・保健体育等に係ることについては、「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ」で審議中。(中央教育審議会として平成28年末までに答申予定)

② 運動部活動の充実

○現行の中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領の総則に部活動の意義と留意点等が明記され、学校教育の一環としての部活動が明確に位置付けられた。

○平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」を策定、体罰根絶、外部人材を活用した指導体制構築、運動部活動指導者の研修などにより、運動部活動指導の充実に努めている。

○平成28年4月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を省内に設けて検討を行い、平成28年6月13日に報告(※1)を取りまとめた。

※1 タスクフォース報告の概要

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた 運営の適正化等を促進

- ◆ 毎年度の調査*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆ 総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究
- ◆ 運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定
- ◆ 中体連等の大会規定の見直し
- ◆ 部活動指導員(仮称)の制度化・配置促進等

* 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

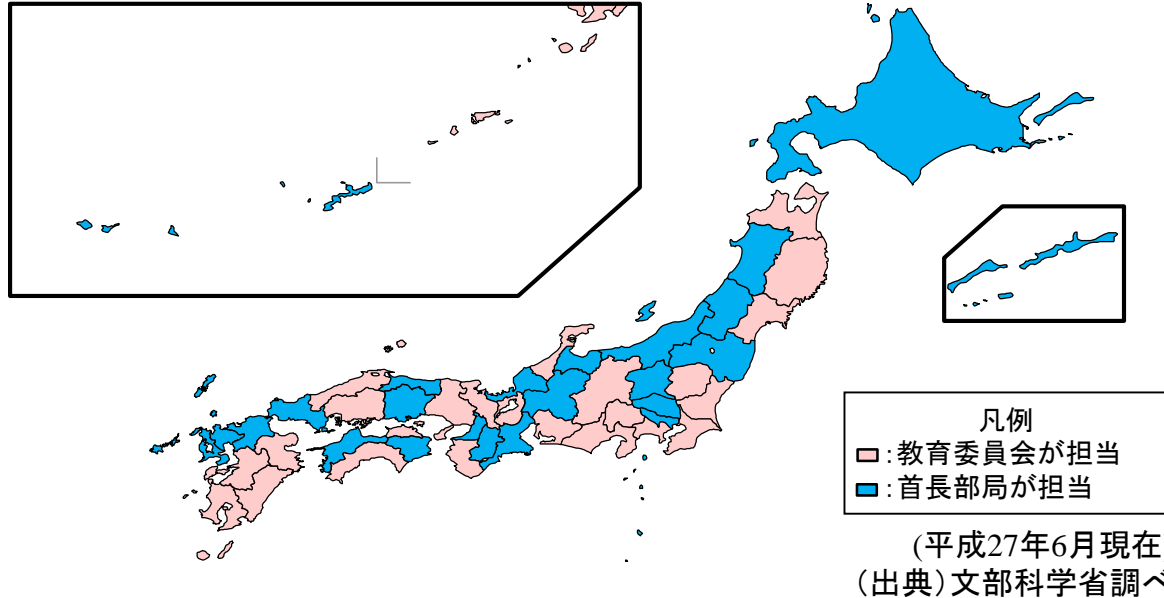
3. 長時間労働という働き方を改善する

4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

○スポーツ政策の所管部局

【都道府県】

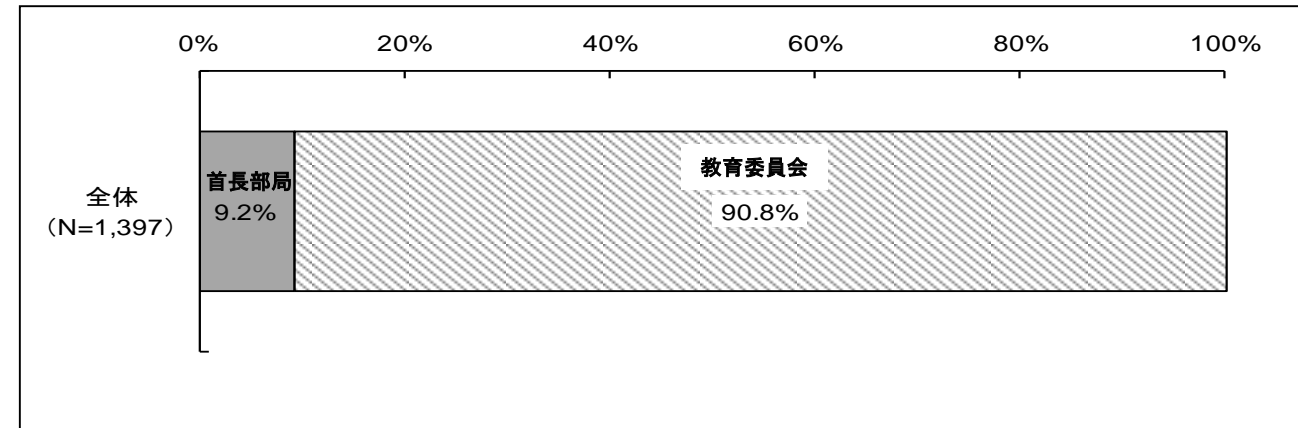
○都道府県でのスポーツ政策の主管部局は「知事部局」が48.9%、「教育委員会」が51.1%である。



【市区町村】

○2012年時点で、市区町村のスポーツ政策の主管部局は「首長部局」が9.2%、「教育委員会」が90.8%である。

(2012年4月 現在)



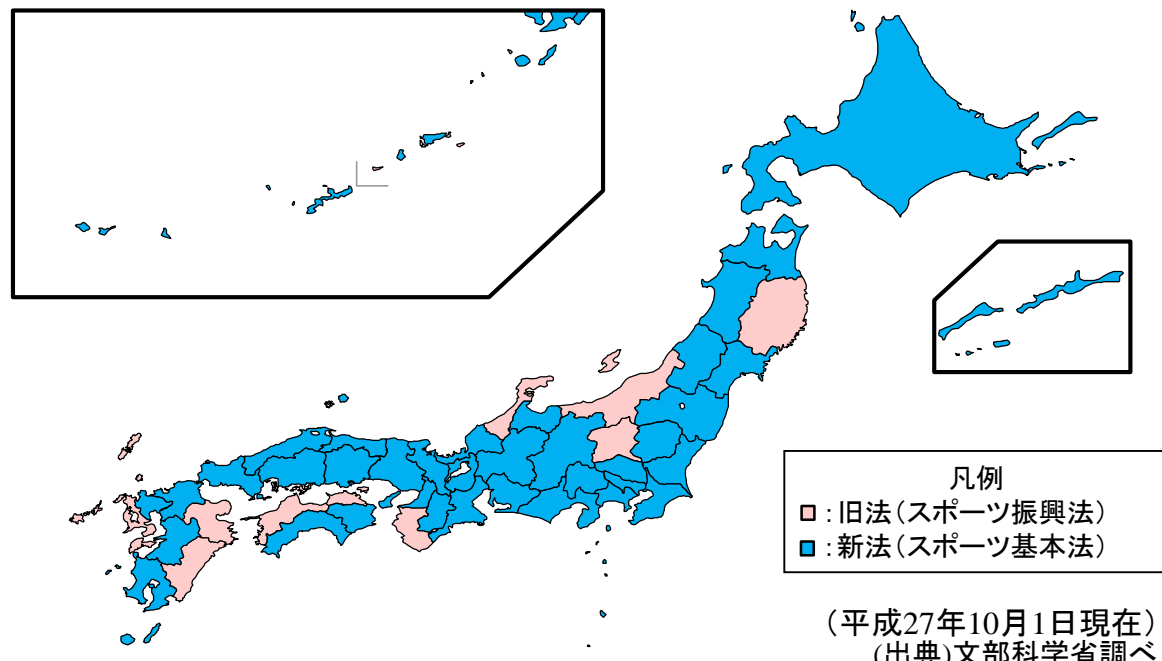
※2012年4月現在に存在する1,742市区町村中1,397が回答

(出典)文部科学省委託調査「平成24年度スポーツ政策調査研究(地方スポーツ政策に関する調査研究)報告書」

○スポーツ推進計画の策定状況

【都道府県】

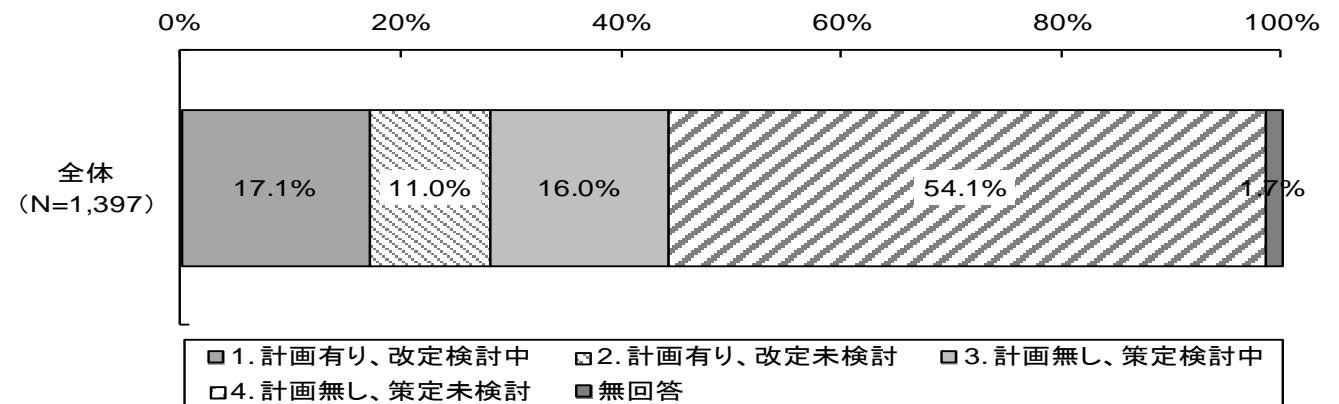
○都道府県のうち、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画を策定している割合は78.7%。スポーツ振興法に基づくスポーツ振興計画を策定している割合は21.3%である。



【市区町村】

○市区町村のうち、スポーツ政策に係る計画を策定している割合は平成24年4月の時点で28.1%である。

(2012年4月 現在)



※2012年4月現在に存在する1,742市区町村中1,397が回答

(出典)文部科学省委託調査「平成24年度スポーツ政策調査研究(地方スポーツ政策に関する調査研究)報告書」

1. スポーツ行政に関する首長と教育委員会との連携強化

- ① 全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、教育行政の大綱の策定等を行うこと
- ② 教育行政の「大綱」は、教育の目標や施策の根本的な方針であり、首長と教育委員会とが協議・調整の上、首長が定めることとされており、これらの対象には、教育、学術及び文化だけでなくスポーツも含まれる。

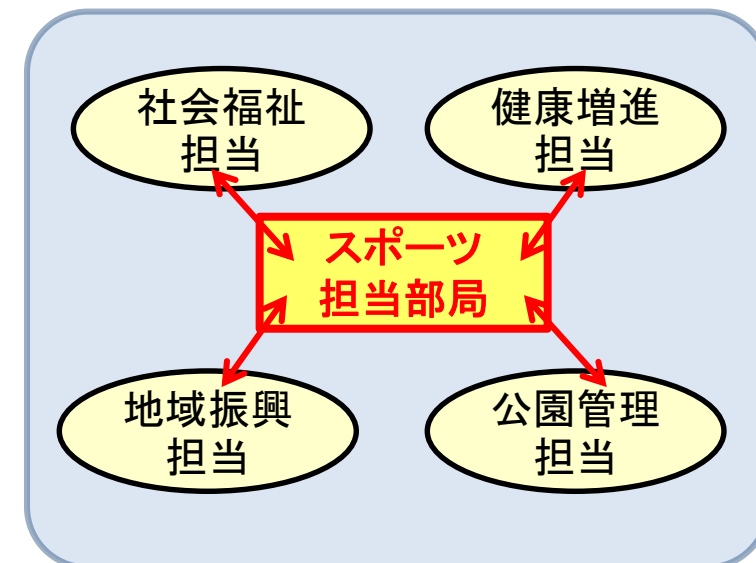


→ 地方公共団体におけるスポーツ(学校体育を除く)の担当部局が、首長部局と教育委員会のいずれであっても、上記の制度を活用し、首長が策定する基本的な方針にスポーツ行政を位置付けることが重要。

2. スポーツ担当部局とその他の関係部局との連携強化

国においてはスポーツ庁を創設し、関係省庁の中核としてスポーツ行政の総合的・一体的な推進を図っている。また、平成 26年度より、障害者スポーツ行政を厚生労働省から移管している。

→ 地方スポーツ行政の効果的な実施のため、地方公共団体においても、スポーツ基本法に掲げる多面的なスポーツの価値を高めるため、スポーツ担当部局が、地域振興、公園管理、社会福祉、健康増進等の担当部局と緊密に連携し、総合的・一体的な取組をすることが重要。





スポーツ庁



スポーツ庁は、**スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現**を目指し、地域の皆さんと共に全力で取り組んでまいります。

平成28年7月20日

スポーツ庁長官 鈴木 大地